

## 「須賀川市食料品等価格高騰対策デジタルギフト発行業務」仕様書

1 件 名 須賀川市食料品等価格高騰対策デジタルギフト発行業務委託

2 委託期間 契約締結日から令和8年10月31日まで  
(予定期間。受託者と協議の上決定する。)

3 委託内容

物価高騰の影響を受ける家計負担の軽減を図るため、須賀川市内在住の満19歳～69歳の者を対象に、1人当たり5,000円分のデジタルギフトを給付する。

4 事業概要

(1) ギフトの配布対象者

令和8年3月1日時点で、須賀川市に住民票のある満19歳～69歳を対象とする。

対象者	令和8年3月1日において、須賀川市の住民基本台帳に登録のある者のうち、同年4月1日時点で満19歳～69歳の者（生年月日が昭和31年4月2日から平成21年4月1日までの者）
対象者数	43,600人（参考値）
給付額	1人あたり5,000円
給付総額	218,000,000円（参考値）
発送方法	対象者への郵送（プッシュ型）

(2) ギフトの内容

ギフトの内容は、対象者のニーズに合った幅広い利用方法の選択肢を用意するため下記3種を必ず掲載すること。WEBカタログギフトの提案は不可とする。なお、詳細な仕様については市と受託者が協議の上決定する。

ア ギフトの内容

- (ア) キャッシュレス決済・電子マネーと交換できるもの。
- (イ) ECサイト上の商品の購入や各種オンライン上のサービス利用に充てることができるもの。
- (ウ) 市内コンビニエンスストアのATM等において、現金として受け取ることができるもの。

イ 詳細要件

- (ア) デジタルギフトはラインナップの中から自分の好きな商品を選べる形式とする。5,000円を1つの商品にだけ選択するのではなく、上限の範囲までであればいくつでも組み合わせて選択・交換できるようにし、端数も無駄なく利用でき

るよう、1円単位で選択できるものを充実させること。

- (ウ) 交換期限については市の給付期間に合わせて、任意の日時を設定できること。  
(イ) ギフトは、市又は受託者が設定した管理番号等によって個別に給付状況が確認でき、市が対象者の交換状況を把握できること。

(3) ギフトの金額

ギフト金額は1人当たり5,000円相当とする。原則として5,000円を等価で交換できるものとするが、手数料等が生じ5,000円全額の交換とならない交換先がある場合には、交換画面等でその旨を明記すること。

(4) 配布方法

申請者は、市から通知されたQRコードとID・管理番号等を用い、対象者自身の生年月日等を入力しギフト受取りを行う。

(5) 利用状況等の報告

デジタルギフトの受取り状況について1週間に1回程度報告すること。

(6) ギフトの無効化

申請者がデジタルギフトでの給付を希望しない場合、市が対象者へ直接給付を行う。市から受託者へ送付するリストに応じて、指定する対象者のギフト（ID・URL等単位）を無効化できること。

(7) アンケート機能

申請者がデジタルギフトを取得する際に回答する任意のアンケート項目（自由記載または選択肢から選択し回答）を設定できること。

5 給付スケジュール（見込）

給付通知発送準備	契約締結の日から令和8年4月下旬まで
給付通知発送	令和8年4月下旬
給付期間	通知日から3か月程度 (上記期間内の任意の日付を給付期限として定める。)
最終精算・完了報告	令和8年10月31日まで

6 支払い等について

委託料については、給付原資も含め、給付実績に基づき支払うものとする。詳細は市と受託者の協議の上決定する。

7 その他

本仕様書に定めない事項は、市と受託者の協議の上決定する。